

過去に出題された FPへの質問事項

隣地使用権 ライフライン設備設置権・使用権

2023年6月11日

PART2



分割後のライフラインは、問題なく確保できますか？

これまでは、隣地の所有者に設備の設置に応じてもらえない場合や、隣地の所有者が所在不明である場合等には、隣地を使用することが困難でしたが、必要な範囲内で、他の土地に設備を設置するライフライン設備設置権が認められました。

今後は、隣地の所有者が所在不明で承諾を得られない場合であっても、隣地を使用して給水管を引き込むことができるようになります。